

○神戸市教育委員会会議規則（抜粋）

第10条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する議案又は報告について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

- (1) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (2) 職員の人事に関すること。
- (3) 長の作成する議会の議案に関すること。
- (4) 社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関すること。
- (5) 訴訟又は不服申立てに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるもの